

税金のお知らせ



問い合わせ先

税務課課税係 ☎ (22) 2111 (内線225・354)

税務課資産係 ☎ (22) 2111 (内線226)

税務課Eメール zeimu@city.nakano.nagano.jp

税務課ホームページ <http://www.city.nakano.nagano.jp/city/zeimu/>

固定資産税

償却資産の申告と 固定資産の異動届を忘れずに

固定資産税・都市計画税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

償却資産の申告

償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、そのために使用する機械・器具・備品（土地や家屋以外）などで、固定資産税が課税されます。

昨年12月中に、該当となる事業者には「申告書」を送付しましたが、新たに対象となる償却資産をお持ちの方は、必ず申告手続きをお願いします。※電子申告システムによる申告も可能です。

固定資産の異動届など

家屋滅失届
平成25年中に家屋を取り壊した方は、家屋滅失届を提出してください。

なお、家屋滅失届を提出すると、取り壊した家屋には平成26年度から固定資産税は課税されません。

土地の地目変更届

平成25年中に「田から畑へ」「山林から雑種地へ」など、現況の地目を変更された場合は、土地の地目変更届を提出してください。

住宅用地異動申告書

住宅を改築（事務所を住宅へ改築）などで用途変更された方や、新しく家屋を新・増築し、宅地の利用状況などに異動があった方は、住宅用地異動申告書を提出してください。なお、1月2日以降の土地および家屋の異動については、平成27年度からの課税対象となります。※申告書・届出は、1月31日（金）までに税務課へ提出してください。

※償却資産の申告書以外の用紙は、市の公式ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

問い合わせ先
税務課資産係

地域振興課総務係（豊田支所内）
☎ (38) 3111 (内線122)

住民税

（給与支払者（事業主）の皆さんへ）
「給与支払報告書」の早期提出にご協力ください

平成25年中に、給料、賃金、歳費、賞与などの支払いを行った会社や個人（給与支払者）は、地方税法により、原則として、従業員が平成26年1月1日現在居住する市区町村長あてに「給与支払報告書」を提出しなければなりません。

また、給与支払報告書の提出の際には、個人住民税を特別徴収できる方と、退職などの理由で特別徴収できない方（普通徴収）を仕切り紙などで区分してください。

「給与支払報告書」の提出期限は1月31日（金）です。早めの提出にご協力をお願いします。

問い合わせ先
税務課課税係

入湯税

入湯税の税額を引き下げます

本年4月1日より、日帰り入湯客の利用者負担軽減を図るため、入湯税を次のとおり引下げます。

税額（日帰り1日）

現行 100円



改定後
(4月1日以降) 50円

なお、宿泊の方の入湯税は150円のままです。各施設の利用料金に改定後の入湯税額を上乘せし、お支払いください。



問い合わせ先
税務課課税係

農業所得の申告準備をお願いします

農業所得の申告（確定申告または個人住民税の申告）を行うためには、自分で収支内訳書（青色申告決算書）を作成するなど準備が必要です。

事前に帳簿などに記帳したり、月ごとの収入や経費をまとめるなど、スムーズに収支内訳書が作成できるように準備しておきましょう。

農業所得Q&A

Q 農作物を自家消費した場合の申告は？

A 家族で自家消費した分や親戚や知人に贈答した分などは「家事消費分」と呼ばれ、家事消費分についても、税法上では収穫した時点で所得が発生したことになり、農業所得として申告が必要です。ただし、家事消費分だけの収穫量では、規模としても小さく、収益を目的としていないため、農産物を全く出荷・販売せずに全量家事消費している農家の方（営業または不動産所得がある人は除く）に限り、確定申告または市・県

民税の申告の際は、農業収入のみを計上し農業所得は0円として申告して構いません。（収支内訳書は省略）

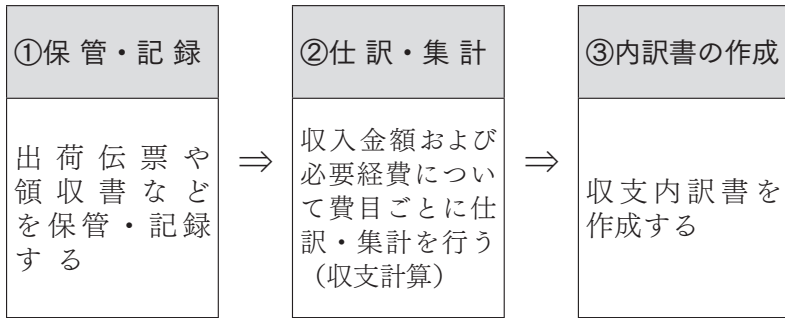
なお、農業所得が赤字の場合、収支内訳書を作成しマイナス申告することで、赤字を他の所得から差し引くことが可能です。（損益通算）

Q 収支内訳書の専従者控除とは？

A 一般的に、生計を一にしている家族に支払った賃金は必要経費になりませんが、生計を一にしている配偶者や親族（15歳以上）が1年に6ヵ月以上、その事業に専ら従事している場合、専従者控除として必要経費に算入できます。



農業所得の申告の流れ



控除額は、親族1人につき次の①と②のいずれか少ない方の金額になります。（必要経費に算入された控除額は、専従者の給与収入になります）

① 50万円（配偶者の場合は86万円）
② 収支内訳書の⑯専従者控除前の所得金額÷（事業専従者数+1）

※青色申告者が青色専従者に支払った給与は、その金額が適正であれば、その金額を必要経費に算入できます。ただし、適用を受けようとする場合は、税務署へ事前の届け出が必要です。

水道・電気・燃料代などの経費に日常生活で使用し

た分も含んでいる場合は？
A 農業に使用した分のみを必要経費として計上します。使用割合などの合理的な基準で案分してください。

Q 農地を有償で貸している場合の収入（小作料）の申告は？
A 農地の賃貸による収入は不動産所得になりますので、不動産所得用の収支内訳書を作成してください。
農作物でもらっている場合は、買い取り価格などを参考に現金に換算してください。なお、小作料を支払っている場合には、農業所得の必要経費になります。

Q 水道・電気・燃料代などの経費に日常生活で使用し

問い合わせ先
税務課課税係

例年、市が開催する申告相談は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。

申告相談で農業所得を申告する場合は、相談を円滑に進めるため、必ず経費などの仕訳・集計を済ませてから会場にお出掛けください。

集計していない場合、自分で集計してから申告相談を受けていただくこととなります。申告相談については広報なかの2月号でお知らせします。